

第1 農用地利用計画

1 土地利用区分の方向

(1) 土地利用の方向

ア 土地利用の構想

常滑市（以下「本市」という。）は、名古屋市南部から南に突き出した知多半島の中央部西海岸に位置し、東西6km、南北15kmと細長く、伊勢湾海上には中部国際空港があり、面積は55.90k㎡である。西は伊勢湾を隔てて三重県と相對しており、北は知多市、東は阿久比町、半田市及び武豊町、南は美浜町の2市3町に接している。

本市の地形は、西側の伊勢湾に面する地域は低地が続き、東側は標高40～80mの丘陵地になっており、地質的には海岸線沿いが第四紀沖積層、丘陵地帯は大部分が第三紀洪積層に属する。

気候は、最近の年平均気温が17℃程度、年間降雨量は1,570mm程度で、冬は北西の季節風が目立つが、降雪を見ることはまれで、年間を通じて寒暖の差が少なく温暖である。市の中心部から名古屋都心までは約35kmの距離にあり、名鉄常滑線により約30分で結ばれている。

道路は、南北軸として国道155号・247号、知多半島道路等が、東西軸として空港の開港に合わせて開通したセントレアライン、北条向山線や半田常滑線等があり、車では名古屋都心部と約40分で結ばれている。

また、中部圏の空の玄関口として、今後の経済活動の更なる活発化や、空港需要の増加に伴い、東海市から本市までの自動車専用道路「西知多道路」を建設中である。中部国際空港と伊勢湾岸自動車道などの高速道路とを結ぶことにより、地域の道路混雑緩和、通過交通の市街地への流入防止、空港アクセスの利便性・信頼性の向上等に効果があり、知多半島全域の今後の発展に役立つものと期待されている。

本市の人口は2年3月末時点で59,407人であったが、新型コロナウイルス感染症の世界的な拡大により空港利用者が激減し、これまで空港関連従業員に支えられてきた市の人口は、空港開港後初めて減少し、令和3年3月末時点では58,781人となった。その後、令和4年3月末現在では、58,477人と減少している。

今後は、新型コロナウイルス感染症が収束に向かうことでその後の航空需要の回復とともに人口減少に歯止めがかかり、再び増加する見込みである。しばらくは人口増加が継続する見込みであるが、少子高齢化による子育て世代の減少により、令和17年頃をピークに人口減少に転じることが予想される。なお、本市の令和10年度における目標人口を60,000人と設定している。

また、本市の土地利用状況としては市街化調整区域のほとんどが農業的土地利用であり農用地比率の高いことが特徴である。その反面、宅地利用は周辺都市と比較してやや低い傾向にある。

このような背景において、本市の農業振興は各種土地改良事業等の実施によって優良農地の確保・保全が図られてきた。しかしながら、近年では社会経済の発展に伴う生活様式の変化等によって、兼業農家が増加し若年労働者の他産業への

移行により農業者の後継者不足や高齢化が問題となっている。

農用地については、生産基盤だけでなく緑地性、保水性及び居住環境の保全等多面的な機能を有していることから、今後の方向性としては優良な状態を維持し有効利用を図るため計画的な整備・保全を図るものとする。

農業関連施設については、ため池では周辺の遊歩道や公園整備等水辺空間としての機能に配慮しつつ、農業利用のための改修整備を推進する。農道については、農産物を効率的に出荷するため広域農道、農免農道等の幹線農道を始めとする農道が概ね整備され、今後は新たに計画された農道の迅速な整備を図るとともに適正な維持管理に努める。

その他、地域の発展に必要な都市的需要の構想については、第6次常滑市総合計画、常滑市都市計画マスタープラン等との整合を図り、計画的な土地利用を進めるとともに、構想の具体化に際しては、農業的土地利用と他の土地利用との調整に十分留意する。なお、農業振興地域における主要用途別の土地利用の現況及び将来目標は次表のとおりである。

単位：ha，%

| 区分 年次 | 農用地 | | 農業用 施設用地 | | 森林・原野 | | 住宅地 | | 工場用地 | | その他 | | 計 | |
|----------------|-------|------|-------------|-----|-------|------|-----|----|------|----|-------|------|-------|-----|
| | 実数 | 比率 | 実数 | 比率 | 実数 | 比率 | 実数 | 比率 | 実数 | 比率 | 実数 | 比率 | 実数 | 比率 |
| 現在 (令和4年) | 1,453 | 40.4 | 41 | 1.1 | 801 | 22.2 | — | — | — | — | 1,308 | 36.3 | 3,603 | 100 |
| 目標 (令和14年) | 1,400 | 38.9 | 50 | 1.4 | 800 | 22.2 | — | — | — | — | 1,353 | 37.5 | 3,603 | 100 |
| 増減 (R4→R14) | △54 | | 9 | | △1 | | — | | — | | 45 | | — | |

(注) 住宅地、工場用地はその他に含む。

出典：令和3年確保すべき農用地等の面積の目標の達成状況調査 令和3年12月31日時点
目標値は過去の転用実績から推計したものである。

イ 農用地区域の設定方針

(ア) 現況農用地についての農用地区域の設定方針

本地域内にある現況農用地 1,453haのうち、a～cに該当する農用地で、後述の(a)～(d)を除く農用地約 1,326haについて農用地区域を設定する方針である。

- a 集団的に存在する農用地（10ha以上）
- b 土地改良事業又はこれに準ずる事業（防災事業を除く）の施行に係る区域内にある土地。
- c a及びb以外の土地で、農業振興地域における地域の特性に即した農業の振興を図るためその土地の農業上の利用を確保することが必要である土地。

ただし、a～cの土地であっても、次の土地については農用地区域には含まない。

(a) 集落区域内に介在する農用地 4地区 25.7ha

| 集 落 名 | 農用地面積 (ha) |
|-------|------------|
| 青海地区 | 15.8ha |
| 鬼崎地区 | 1.2ha |
| 常滑地区 | - |
| 南陵地区 | 8.7ha |
| 計 | 25.7ha |

(b) 自然的な条件等からみて、農業の近代化を図ることが相当でない認められる農用地 4地区 98.6ha

| 集 落 名 | 農用地面積 (ha) |
|-------|------------|
| 青海地区 | 27.1ha |
| 鬼崎地区 | 9.1ha |
| 常滑地区 | 20.4ha |
| 南陵地区 | 42ha |
| 計 | 98.6ha |

(c) 山林等に介在する農用地 4地区 該当なし

| 集 落 名 | 農用地面積 (ha) |
|-------|------------|
| 青海地区 | - |
| 鬼崎地区 | - |
| 常滑地区 | - |
| 南陵地区 | - |
| 計 | - |

(d) 公共施設の整備の対象となっている農用地(その他の農用地) 4地区 2.4ha

| 集 落 名 | 農用地面積 (ha) |
|-------|------------|
| 青海地区 | 1.0ha |
| 鬼崎地区 | 0.1ha |
| 常滑地区 | 0.8ha |
| 南陵地区 | 0.6ha |
| 計 | 2.4ha |

(イ) 土地改良施設等の用に供される土地についての農用地区域の設定方針

本地域内にある土地改良施設用地のうち、(ア)において農用地区域を設定する方針とした現況農用地に介在又は隣接するものであって、当該農用地と一体的に保全する必要があるものについて、農用地区域を設定する。

(ウ) 農業用施設用地についての農用地区域の設定方針

本地域内にある現況農業用施設用地のうち、(ア)において農用地区域を設定

する方針とした現況農用地に介在、又は隣接するものであって、当該農用地と一体的に保全する必要があるものについて、農用地区域を設定する。

(エ) 現況森林、原野等についての農用地区域の設定方針

上記(ア)(イ)(ウ)の土地の農業上の利用を確保するために必要な農業基盤整備事業の施行に関わる山林・原野について、農用地区域を設定する。

(2) 農用地利用計画変更の基本方針

社会情勢の変化に伴い、農業を取り巻く構造にも変化が現れている。常滑市(以下「本市」という。)では、担い手の高齢化や離農、他産業への流出現象等の影響を受けている。このような情勢を踏まえ、国においては、「食料・農業・農村基本計画」及び「農用地等の確保等に関する基本指針」が令和2年に変更され、愛知県においては「愛知県農業振興地域整備基本方針」が令和3年に変更となり、更に「農地中間管理事業の推進に関する法律」が令和元年度に改正され、農地の確保と有効利用は重要な課題とされている。

本市の農用地利用計画も時代の変化に考慮した計画とし、本市の目指す農業の方向に誘導する。ただし、第6次常滑市総合計画や都市計画マスタープランに掲げる土地利用構想についても推進していく必要があり、本市の農地利用への支障を十分に考慮しながら、計画変更を行っていく。

ア 編入

以下の土地については農用地区域への編入に努める。

- (ア) 過去に国の農業生産基盤整備事業が実施された土地及び今後、国の農業生産基盤整備事業が実施されることが見込まれる土地
- (イ) 集団的な農地で面積が概ね10ha以上あり、優良農地として保全していくことが望ましい土地
- (ウ) 農業の振興を図るため、農業上の利用に寄与することが見込まれる土地
- (エ) 地域の特性に即し、集団的な農地と一体的と見ることができ、多面的機能及び環境保全の観点から優良農地として保全していくことが望ましい土地

イ 除外

以下の土地については農用地区域からの除外を検討する。

(ア) 集落介在地

集落に介在する農用地等については、農用地区域設定当初における趣旨を十分勘案して慎重に取扱うものとし、除外に当たっては最小限度に止めるものとする。

農用地等が荒廃化している等の土地利用の現況にとらわれることなく、客観的にみて今後とも農用地等として保管理することが困難であると認められる次の要件を全て満たす土地とする。

- a 農用地区域の外周にあり、集落内に介在し、既存農用地区域内農用地等と一

体的な利用が困難な概ね 30 a 以下の土地。

- b 除外することによって近隣の農用地等に与える影響が軽微であり、関係農家の農業経営上の支障が少ない土地。
- c 周囲（3方向以上）が宅地、雑種地、道路、河川等に囲まれている土地。
- d 過去に農業生産基盤整備事業が実施されていない土地（工事完了後 20 年以上経過した土地を含む。）であり、かつ、今後農業生産基盤整備事業が実施される見込みのない土地。

※（ア）の a の考え方の基準となる面積 30 a 以下について

本市のほ場整備事業では大型機械による営農が可能な土地条件として、一ほ場の区画面積の基準を 30 a としている。このため 30 a 以下の農地は効率的な農業を営むことが困難であり、農用地区域の整理を行う必要があるという考え方に基づく。

（イ）山林介在地

山林等に介在する農用地等については、農用地区域設定当初における趣旨を十分勘案して慎重に取扱うものとし、除外に当たっては最小限度に止めるものとする。

農用地等が荒廃化している等の土地利用の現況にとらわれることなく、客観的にみて今後とも農用地等として保全管理することが困難であると認められる次の要件を全て満たす土地とする。

- a 農用地区域の外周にあり、山林等に介在する農用地等で、周辺の農用地等と一体的な利用が困難な概ね 30 a 以下の土地。
- b 除外することによって農業的土地利用に与える影響が軽微であり、関係農家の農業経営上の支障が少ない土地。
- c 周囲（3方向以上）が山林等に囲まれている土地
- d 過去に農業生産基盤整備事業が実施されていない土地（工事完了後 20 年以上経過した土地を含む。）であり、かつ、今後農業生産基盤整備事業が実施される見込みのない土地。

※（イ）の a の考え方の基準となる面積 30 a 以下について

本市のほ場整備事業では大型機械による営農が可能な土地条件として、一ほ場の区画面積の基準を 30 a としている。このため 30 a 以下の農地は効率的な農業を営むことが困難であり、農用地区域の整理を行う必要があるという考え方に基づく。

（ウ）近代化不可地

自然的な条件等からみて、農業の近代化を図ることが相当でないと認められる農用地については、農用地区域設定当初における趣旨を十分勘案して慎重に取扱うものとし、除外に当たっては最小限度に止めるものとする。

周辺の土地利用や関連する地域の情勢、背景を踏まえながら、総合的、客観的な観点から今後とも農用地として農業上の利用が困難であると認められる次の要件を全て満たす土地とする。

- a 過去に農業生産基盤整備事業が実施されていない土地（工事完了後 30 年以上

経過した土地を含む。)であり、かつ、今後農業生産基盤整備事業が実施される見込みのない土地。

- b 自然的な条件からみて、生産性が低く農業の近代化が図れない土地。
- c 除外することによって近隣の農用地等に与える影響が軽微であり、関係農家の農業経営上の支障が少ない土地。

(エ) 一般・公共案件

随時に発生する小規模な公共案件及び一般案件については、農業振興地域の整備に関する法律第 13 条第 2 項第 1 号から第 5 号までの要件を満たすものであり、更に次の要件を満たす土地について除外を検討する。

また、農業振興地域の整備に関する法律第 10 条第 4 項に該当する土地は、農業上の土地利用について、十分調整を行った後除外する。

- a 本市の農業振興方向に支障がないこと。
- b 新規事業の場合は当該施設を必要とする明確で合理的な理由が客観的に認められること。
- c 他法令に基づく許認可等の見込みが明らかであること。

(3) 農業上の土地利用の方向

ア 農用地等利用の方針

本地域は、農村基盤総合整備事業などによって基盤整備が計画的に推進されており、田畑の大型区画化が実施されている。これら優良農地を確保するとともに、本市の自然条件等の特性を活かした農作物のブランド化、産地化の形成を目標に農業経営の改善を推進し、効率的かつ安定的農家等への農地の面的集積と有効な土地利用を図る。

一方、名古屋市近郊という地理的条件とともに中部国際空港を始めとした都市的発展により、都市近郊型農地として都市的土地利用の需要と整合を図ることが求められる。このため、公共的事業や地域発展のために必要な開発計画等との調整については、農用地区域の土地利用、農作業の効率化等農業上の総合的な利用に支障をきたさないよう配慮していくものとする。

(A) 青海地区

農村基盤総合整備パイロット事業として本市で最も早くから各種整備が実施されて

おり、稲作を中心に畜産・施設園芸等が営まれるなど農業が盛んな地区である。このため、基盤整備等によって創出した集团的優良農地については、引き続き農地としての保全に努める。

また、新産業拠点団地構想に位置づけされている、久米工業団地及び久米南部工業団地については、既存ストックを有効活用しながら周辺地区への拡大を図り、工業・物流拠点の機能強化を目指す。その際、都市的土地利用と農業的土地利用との調整を図り、農業生産と各種計画等の推進に支障をきたさないよう留意し、

優良農地を含めた周辺の自然環境に対し可能な限り負荷を与えないよう配慮する。

(B) 鬼崎地区

本地区は鬼崎漁港を拠点とした漁業が盛んであるとともに、農業面においても比較的早くから基盤整備が実施されており、土地利用的には水田と畑が主体となっている。基盤整備が完了した優良農地については、今後も引き続き農地としての保全に努める。

(C) 常滑地区

都市拠点の形成を目指す常滑駅周辺では、市民のみならず来訪者も利便性を享受できるような商業、福祉、宿泊施設等の多様な都市機能が複合的に立地する土地利用を進めている。また、本地区には、地場産業である「常滑焼」関係の工場も集積している。

飛香台の新市役所・市民病院周辺においては、新市役所の竣工を契機に様々な市民活動が行われ、市民の活動交流拠点となっている。

一方、これに隣接する地区は大部分が農地及び傾斜地であるが、既成市街地に囲まれておりスプロール化の兆候も見られる。将来的にも市街化の拡大が予想されることから、適正な土地利用を推進するため農業的土地利用と都市的土地利用の調整を図る。

(D) 南陵地区

本地区は全域的に自然条件に恵まれた環境にあり、広範囲にわたって農地が分布している。また、ほぼ全域で基盤整備事業が実施されており、農業が盛んな地区と位置づけられる。特にキウイフルーツ、イチジクを主体とした果樹部門は産地化が形成されつつある。しかしながら、周囲は既成市街地に囲まれた条件下にあり、部分的にはスプロール化の兆候が見られている。

このため整備済みの優良農地については、引き続き農用地として保全を図る。一方で効率的な農業生産が見込めない箇所については、適正な土地利用を推進するため都市的土地利用との調整を図る。

なお、将来における農用地等の利用状況は次のとおりである。

単位：ha

| 区分 地区名 | 農地 | 採草放牧地 | 混牧林地 | 農業用施設用地 | 山林・原野等 | 計 |
|-----------|-------|-------|------|---------|--------|-------|
| 青海 | 662 | — | — | 34 | 119 | 815 |
| 鬼崎 | 58 | — | — | — | — | 58 |
| 常滑 | 69 | — | — | — | 100 | 169 |
| 南陵 | 537 | — | — | 7 | 190 | 734 |
| 計 | 1,326 | — | — | 41 | 409 | 1,776 |

イ 用途区分の構想

本地域は、農村基盤総合整備パイロット事業を始めとする土地基盤整備事業が行われた大型区画化された農地であり、また水稲作を中心とした土地利用型農業が大部分であるため、今後も農地として利用していく。

(A) 青海地区

農村基盤総合整備パイロット事業常滑地区、県営ほ場整備事業鬼崎地区として基盤整備がほぼ全域で実施され、農地の集団化、用排水路の整備、農道の整備及び酪農団地・養豚養鶏団地の集団化が完了している。生産状況としては稲作を中心に施設園芸、畜産等が営まれている。酪農団地等の農業用施設用地以外はほぼ全域的に農地としての利用を促進する。

また、西知多道路 I C 周辺や久米、久米南部工業団地周辺等をはじめ工場等の立地ポテンシャルが高い地区においては、周辺農用地との調和に配慮しながら、既存ストックを有効活用して周辺地区への拡大を図る。

(B) 鬼崎地区

県営ほ場整備事業鬼崎地区は、基盤整備が全て完了している。事業完了地については今後も農地としての利用を促進する。一方、多屋地区においては土地区画整理事業の完了により都市化が進展していることから、農業生産上支障がないように留意し、都市的土地利用との調整を図る。

(C) 常滑地区

本地区は地場産業である窯業を中心として発展してきた地区であり、基盤整備はほとんど実施されていない。将来的にも基盤整備は計画されていないことから、現状の土地利用形態が優先されるものといえる。

現状の農地については地権者の意向を踏まえ、他の土地利用計画との調整を図りながら、農地としての保全を図る。

(D) 南陵地区

農村基盤総合整備パイロット事業常滑第二期区及び県営総合農地開発事業小鈴谷地区は全て、基盤整備が完了しており、水田を中心に野菜や果樹を含めた複合的な土地利用を呈している。事業完了地については今後も農地としての利用を促進する。

2 農用地利用計画

別記のとおりとする。

第2 農業生産基盤の整備開発計画

1 農業生産基盤の整備及び開発の方向

農業振興地域における農用地区域約 1,326ha のうち平坦地では概ね基盤整備が完了しており、完了していない未整備地区は一部に限られた状況にある。今後はこれらの未整備地区を対象に、農道、用排水路等の整備を推進するとともに、農用地としての利用効率を高める。

(A) 青海地区

農村基盤総合整備パイロット事業常滑地区、県営ほ場整備事業鬼崎地区として土地改良事業が実施され、全域で完了している。また、幹線農道を始めとする農道がほぼ整備され、今後は一部残された未整備路線の迅速な整備を図るとともに、農道や用排水路の適正な維持管理を図る。また現在、平成 29～令和 5 年度計画の経営体育成基盤整備（常滑 2 期）、令和 3～令和 9 年度計画の経営体育成基盤整備（三崎西部）について施工中である。

(B) 鬼崎地区

県営ほ場整備事業鬼崎地区として土地改良事業が実施され、全域で完了している。今後は農道や用排水路、老朽化したため池の適正な維持管理を図るとともに、周辺の市街化に伴う集落道路の改良、農道の舗装や生活排水の分離など農村環境の整備を図る。また現在、令和 3～令和 9 年度計画の経営体育成基盤整備（三崎西部）について施工中である。

(C) 常滑地区

工場等の都市的土地利用と農地が混在している箇所が多く見られることから、農道整備等により生産活動の効率化を図るとともに、農地としての適正な維持管理を図る。また現在、平成 29～令和 5 年計画の経営体育成基盤整備（常滑 2 期）、令和 3～令和 9 年計画の経営体育成基盤整備（三崎西部）について施工中である。

(D) 南陵地区

農村基盤総合整備パイロット事業常滑二期地区、県営総合農地開発事業小鈴谷

地区として土地改良事業が実施され、全域で完了している。また、農道整備事業も完了し、今後は農道や用排水路の適正な維持管理を図る。現在、平成 29～令和 5 年計画の経営体育成基盤整備（常滑 2 期）について施工中である。

2 農業生産基盤整備開発計画

| 事業の種類 | 事業の概要 | 受益の範囲 | | 対図 番号 | 備 考 |
|-----------------------|--------------------|-------|-------|----------|--------|
| | | 受益地区 | 受益面積 | | |
| 経営体育成基盤整備 (常滑 2 期) | 農道整備 L=10, 200m | A・C・D | 563ha | 1 | H29～R5 |
| 経営体育成基盤整備 (三崎西部) | 農道整備 L=5, 700m | A・B・C | 380ha | 2 | R3～R9 |

3 森林の整備その他林業の振興との関連 該当なし

4 他事業との関連

国土利用計画、市の総合計画、愛知用水二期事業等の土地利用計画との整合性を図りつつ、農業振興のための各種事業を推進していく。

第 3 農用地等の保全計画

1 農用地等の保全の方向

担い手農家の高齢化や離農により、今後は荒廃農地が増加していくことが懸念される。本市では年 2 回の畑作調査及び年 1 回の水田調査を行い、農地の現況を把握しつつ、荒廃化について注視しているところである。今後も、農業委員会、JA あいち知多、知多農林水産事務所農政課・農業改良普及課、農地中間管理機構と連携して、新たな担い手を発掘したり、出し手・受け手の利用調整を行うことで、農地の保全に努めていく。

その他、農用地や農業用施設等の自然災害発生防止のため、ため池の耐震対策や農業用排水路等の改修も進めていく。

2 農用地等保全整備計画

| 事業の種類 | 事業の概要 | 受益の範囲 | | 対図 番号 | 備 考 |
|----------------------------|-------|-------|------|----------|-------|
| | | 受益地区 | 受益面積 | | |
| 県営防災ダム事業 (四ツ池 上池・中池・下池) | ため池改修 | A・B | 44.8 | 1 | R1～R5 |

| | | | | | |
|------------------------------|--------|-----|------|---|-------|
| 県営防災ダム事業 (玉越池) | ため池改修 | A・B | 37.2 | 2 | R2～R6 |
| 県営農業水利施設保 全対策事業 (知多3期) | 排水機場改修 | B | 52.7 | 3 | R4～R5 |

3 農用地等の保全のための活動

荒廃農地を地図上に落とし込み、担い手の規模拡大や新規就農者の経営地選定に活用していく。また、荒廃農地の予備軍となりうる非農家世帯が相続した土地について、今後の土地活用について相談を受けられる体制を確保している。

また、荒廃農地の問題は、土地所有者個人の問題にとどまらず、地域全体の問題であるという意識改革が不可欠である。このため、農業生産活動が行われることにより生ずる多面的機能の発揮の確保が身近な問題として理解されるような啓発活動を進めるとともに、多面的機能支払交付金事業を活用し、農業水利施設等を保全する活動に地域全体で取組むよう誘導する。

4 森林の整備その他林業の振興との関係 該当なし

第4 農業経営の規模の拡大及び農用地等の農業上の効率的かつ総合的な利用の促進計画

1 農業経営の規模の拡大及び農用地等の効率的かつ総合的な利用に関する誘導方向

(1) 効率的かつ安定的な農業経営の目標

本市は、地域の農業構造の現状及びその見通しの下に、農業が職業として選択し得る魅力とやりがいのあるものとなるよう、令和12年度の農業経営の発展の目標を明らかにし、効率的かつ安定的な農業経営を実践する経営体を目指す農業者を育成するとともに、既にその水準に達している農業者についてもさらなる経営強化を推進していくこととする。

具体的な経営の指標は、本市及びその周辺市町において現に成立している優良な経営の事例を踏まえつつ、主たる従事者が他産業従事者に相当する年間総労働時間の水準及び年間農業所得が確保できるものとして、次表のとおりとする。

効率的かつ安定的な農業経営の年間農業所得及び年間労働時間目標

| | 年間農業所得 | 1人当たりの 年間労働時間 |
|-----------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------|
| 効率的かつ安定的な農業経営の目標 | 主たる従事者1人当たり 概ね400万円 基幹経営体当たり 概ね800万円 ※基幹経営体 経営規模から、他産業と比べて遜色ない所得を確保しうる効率的かつ安定的な農業経営体（主たる従事者2人を想定） ※目標設定の考え方 賃金構造基本統計調査及び就労条件総合調査により算出。 他産業従事者生涯所得（約1億9千万円） $\div 45$ 年間（20歳から64歳） $\div 400$ 万円 | 概ね1,800時間 |
| 新たに農業を営もうとする 青年等の農業経営の目標 | 主たる従事者1人当たり 概ね250万円 | 概ね2,000時間 |

| | 営農類型 | 目標規模 | 作目構成 |
|-------|-------------------|-------------|----------------------------------------------|
| 基幹経営体 | 水田作 | 50ha | 水稲移植 10ha |
| | | | 水稲直播 12ha |
| | | | 作業委託 12ha |
| | | | 新規需要米 16ha |
| | 露地野菜 | 4.1ha | キャベツ 2ha タマネギ 1.5ha スイートコーン 0.6ha |
| | 施設トマト専作 | 0.4ha | トマト 0.4ha |
| | イチゴ専作 | 0.4ha | イチゴ 0.4ha |
| | 施設花き輪ギク | 0.4ha | キク 0.4ha |
| | 施設花き観葉植物 | 0.4ha | 観葉植物 0.4ha |
| | 果樹イチジク専作 | 1ha | ハウスイチジク 0.2ha |
| | | | 雨よけハウス 0.3ha 露地イチジク 0.3ha ブロッコリー 0.2ha |
| | イチジク、ブルーベリー 複合 | 0.7ha | ブルーベリー 0.3ha 露地イチジク 0.4ha |
| | 酪農 | 60頭 | 乳牛 60頭 |
| | 肉用牛 | 250頭 | 肉牛 250頭 |
| 養豚 | 100頭 | 母豚 100頭 | |
| 採卵鶏 | 10,000羽 | 採卵鶏 10,000羽 | |
| 養鶉 | 65,000羽 | 鶉 65,000羽 | |

| | | | |
|----------------|--------|-----------|--------------------------------------|
| ステップアップ 経営体 | 水田作 | 85ha | 水稲移植 20ha |
| | | | 水稲直播 20ha |
| | | | 作業委託 20ha |
| | | | 新規需要米 25ha |
| | キャベツ専作 | 6ha | 秋冬キャベツ 3ha 春夏キャベツ 1ha 契約栽培 4ha |
| イチゴ専作 | 0.8ha | イチゴ 0.8ha | |

| | | | |
|--|---------|---------|-------------|
| | 施設花き輪ギク | 0.7ha | キク 0.7ha |
| | 酪農 | 150頭 | 乳牛 150頭 |
| | 肉用牛 | 450頭 | 肉牛 450頭 |
| | 養豚 | 150頭 | 母豚 150頭 |
| | 採卵鶏 | 80,000羽 | 採卵鶏 80,000羽 |

| | | | |
|--------------|--------|--------|---------------|
| 新規就農者 | 露地野菜 | 2.4ha | キャベツ 1.5ha |
| | | | タマネギ 0.6ha |
| | | | スイートコーン 0.3ha |
| | トマト専作 | 0.22ha | トマト 0.22ha |
| | キュウリ専作 | 0.21ha | キュウリ 0.21ha |
| | 水田作 | 13.5ha | 水稻 5.5ha |
| | | | 受託 2ha |
| | | | 飼料米 6ha |
| | イチジク専作 | 0.55ha | 雨除けイチジク 0.2ha |
| | | | 露地イチジク 0.15ha |
| ブロッコリー 0.2ha | | | |

出典 令和4年3月農業経営基盤の強化の促進に関する基本構想

第67次東海農林水産統計年報 販売目的の作物別作付（栽培）経営体数

（2）農用地等の農業上の効率的かつ総合的な利用に関する誘導方向

効率的かつ安定的な農業経営における経営農地の面的集積の割合が高まるように本市、農業委員会、あいち知多農業協同組合、農用地利用集積円滑化団体、土地改良区及び農用地利用改善団体による利用権設定等促進事業等の実施を通じて、効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対し、分散する農用地の面的集積を促進していく。

2 農業経営の規模の拡大及び農用地等の効率的かつ、総合的な利用の促進を図るための方策

農用地の利用の集積を促進するため、本市、農業委員会、あいち知多農業協同組合、土地改良区等関係機関、及び関係団体の役割分担と緊密な連携の下、今後、効率的かつ安定的な農業経営を目指す新規就農者を含めた地域の農用地の利用集積の対象者（農用地の受け手）の状況等に応じ、地域の地理的自然条件、営農類型の特性、農地の保有及び利用状況並びに農業者の意向を踏まえた効率的かつ安定的な農業経営を目指し農地の利用集積の取組を促進する。その際、本市は関係機関及び関係団体とともに、こうした取組が効果的かつ計画的に展開されるよう、地域の農業者をはじめとする関係者の合意形成を図りつつ、年度ごとに、利用集積の進捗状

況等を把握・検証し、必要に応じて改善措置を講ずる。

なお、農用地の利用関係の改善を円滑に進める観点から、集落営農の組織化を促進する取組を行う際は、既存の認定農業者等の規模拡大努力の成果に十分配慮するものとする。この場合、両者の間で、農用地の利用集積に関して無用の混乱が生じないように、地域における話し合い活動の中で、十分な調整を行うこととする。

3 森林の整備その他林業の振興との調整 該当なし

第5 農業近代化施設の整備計画

1 農業近代化施設の整備の方向

本市では米作を中心とする土地利用型農業が中心とされており、その他にも果樹、野菜などの生産が振興されている。中部国際空港を中心とする各種関連業種への地元農産物の食材供給を積極的に推進し、地産地消に向けた取組を進める必要がある。また有機栽培、減農薬農産物などの健康志向や産地直販などの鮮度志向などの消費者ニーズに対応できる生産体制の整備が必要と考えられる。

また、本市では国家戦略特区の制度を活用し、農用地区域内においても、農家レストランが開業できる環境を整え（現在は法改正により、特区を活用することなく農業用施設用地として設置可）、6次産業化の推進や雇用の確保を実現したり、国内外の旅行者に、滞在期間中に地域資源を活用した食事や体験などを楽しんでもいただく「農泊」にも力を入れている。今後も農家レストラン、加工施設、直売所などの6次産業化施設の整備を希望する農業者を支援し、市内農畜産物の付加価値向上を図るとともに、農業の新しい可能性を模索していく。

なお、地区ごとの今後の農業技術、生産体系のあり方および農業近代化施設整備の方針は以下のとおりである。

(1) 青海地区

稲作生産が盛んな地区であることから、適切な栽培管理と乾燥調整等により良質米の安定生産を図るとともに、高性能機械の導入、基幹施設の効率的利用により生産コストの低減を図る。また、牛や豚など畜産経営にあたっては、環境汚染防止のための施設整備を推進するとともに、施設改善によるコスト低減を図る。

(2) 鬼崎、常滑、南陵地区

ほぼ全域で基盤整備が実施されており、土地利用としては水田や果樹、野菜など複合的なものとなっている。今後は作業の効率化と優良品種の導入によって安定供給を図るとともに、共同集出荷施設の積極的な利活用により集出荷の効率化を図る。

■ 水 稲 ■

担い手の育成強化、利用集積の促進を図るとともに、良質米品種の普及と栽培技術

の向上を目指す。

また、JAあいち知多を中心とした作業・経営受委託を推進し、大型機械作業体系を確立する。水稻育苗施設、カントリーエレベーター、ライスセンター等の施設については、適切な維持管理を行い必要な更新を進めていく。

さらに、環境にやさしい農業を目指して、土づくりを推進するとともに、化学農薬・化学肥料を低減することにより付加価値の高い米づくりを推進する。

■ 野 菜 ■

キャベツ、タマネギ、ブロッコリーを中心に都市近郊産地として発展してきているが、生産者の高齢化が進み後継者不足が深刻化している。このため、土地利用集積の推進により作業労力軽減や土壌管理の徹底を図り、生産性の向上に努め、農業経営の安定を図る。

消費者の嗜好の多様化や食の安全に関する意識の高まりから、環境にやさしい農業として、化学肥料や化学農薬を低減した栽培を推進する。

キャベツは、土壌や時期に合わせた適切な栽培管理に努め、堆肥などの有機物の施用による土づくりと適正な施肥を進める。

タマネギは、定植・収穫等の主要作業の機械化一貫体系による省力化、合理化、栽培技術管理の向上を図るなど担い手農家への利用集積を中心に推進し集団化に努める。

また、野菜工場などの高度化施設の設置に伴う規制緩和が進むなか、高付加価値化を目指す生産者の支援も必要となる。

■ 果 樹 ■

担い手の高齢化の進展に伴い、新たな担い手を育成し、栽培面積の減少を抑制する。そのため、省力化技術の導入や6次産業化の取組みを推進し、新需要を創出することも必要である。

■ 花 き ■

近年は、冠婚葬祭による需要は減少傾向だが、ホームユースの割合の増加など消費構造の変化が見られ、販売形態もスーパーや農産物直売所等でも取扱われるようになった。

IT技術や自動化栽培を積極的に導入すべきではあるが、不意の燃料高騰や安価な外国産に対抗するため、省力型栽培の開発・導入が急務である。

■ 肉用牛 ■

畜産クラスターの仕組み等を活用して生産の合理化につながる高性能機械や近代化施設等の整備を推進する。

さらに、飼育コストの低減、衛生管理の徹底、生産牛の高付加価値化を図り、更なる高品質化に取り組むため、ICT等を始めとした新技術を積極的に取り込みながら、省力化を図る。

■ 乳用牛 ■

国内消費量の低下、粗飼料価格の高騰など酪農経営を取り巻く環境は厳しさを増しており、後継者不足や生産者の高齢化など生産基盤の弱体化も懸念される。今後は、生乳生産コストの低減及び安全、安心な牛乳、乳製品の供給体制の構築を推進する。

環境問題への対応については、肉用牛同様家畜排せつ物の管理の適正化及び利用の促進に関する法律に基づく適正な管理と有効活用を進めていくとともに、飼料作物やわら等の生産に堆肥の利用を増やすことで、資源循環型農業を確立する。

さらに、飼育コストの低減、衛生管理の徹底、生産牛の高付価値化を図り、更なる高品質化に取り組むため、ICT等を始めとした新技術を積極的に取り込みながら、省力化を図る。

■ 採卵鶏 ■

鳥インフルエンザ等の防疫対策の負担が増大し、需給バランスが崩れて卵価が低迷するなど、経営環境は厳しい状況にある。

今後は、日産卵量、飼料要求率等の向上を図り、総合的な経済性を高めるとともに、名古屋コーチン卵の主要生産地であることなどを生かした、鶏卵直売、銘柄卵や高付加価値卵の販売、加工品の製造販売などにより経営改善を図る。

■ 飼料作物 ■

飼料作物を栽培している畜産農家や地域の耕作者への利用権の集積を推進し、規模拡大を図る。また、耕種農家においても、畜産農家との連携を図り、家畜排せつ物を堆肥として有効利用しながら資源循環型農業を推進する。

2 農業近代化施設整備計画

該当なし

3 森林の整備その他林業の振興との関連

該当なし

第6 農業を担うべき者の育成・確保施設の整備計画

1 農業を担うべき者の育成・確保施設の整備の方向

施設の整備に関しては計画していないものの、将来の本市の農業を担う若い農業経営者の意向やその他の農業経営に関する基本的条件を考慮して、農業者又は農業に関係する団体が地域の農業振興を図るためにする自主的な努力を助長することを旨として、意欲と能力のある農業経営者が経営の発展を目指すに当たり、これを支援するために農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想、その他の措置を総合的に実施する。

また、安定的な農業経営を促進するため、家族経営協定の締結、6次産業化の促進等により就業環境の改善を図る。

2 農業就業者育成・確保施設整備計画

該当なし

3 農業を担うべき者のための支援の活動

農業委員会、JAあいち知多、知多農林水産事務所農政課・農業改良普及課と連携し、農業経営改善計画の認定を受けた農業者及び組織経営体又は今後認定を受けようとする農業者、生産組織を対象に、経営診断の実施、先進的技術導入等を含む生産方式や経営管理の合理化等の経営改善方策の提示等の重点的指導を行う。

また、農村公園の整備や市民農園の紹介、農業体験講座の実施、食育の推進など、農業を身近に感じてもらうような環境づくりや機会の提供を進めることにより市民の関心を高めるとともに、農業を担うものへの門戸を開く。

さらに、就農希望者に対しては、知多農林水産事務所に設置した「農起業支援センター」において、本市、農業委員会、JAあいち知多等と連携して実際に就農するまで支援を行う。支援に当たっては、認定新規就農者制度の周知を図り、計画作成に関する支援や認定新規就農者の目標実現のために必要な指導を積極的に行うとともに、経営開始のための施設整備に対して青年等就農資金の活用について濃密に指導し、確実な就農定着を図る。

また、農業技術及び経営ノウハウの習得のための研修に専念する就農希望者が、就農準備資金を活用できるよう支援する。

4 森林の整備その他林業の振興との関連

該当なし

第7 農業従事者の安定的な就業の促進計画

1 農業従事者の安定的な就業の促進の目標

本市では、小規模な事業所が多く、大企業に比べ雇用環境や勤労者福祉の面で整備の遅れが見られることから、勤労者福祉の向上に努めていかなければならない。雇用については、りんくう地区への企業進出により、市内において働く場は増加しているものの、商店街の衰退化や、事業所の減少により雇用の受け皿となる中小企業を取り巻く環境は悪化している。中小企業を支援することが、農業従事者への農外就業機会の提供に繋がると考え、支援の継続を図る。

10年後の促進目標値

(単位：人)

| 区 分 | 従 業 地 | | | | | | | | |
|--------|-------|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|
| | 市 内 | | | 市 外 | | | 合 計 | | |
| | 男 | 女 | 計 | 男 | 女 | 計 | 男 | 女 | 計 |
| 恒常的勤務 | 128 | 89 | 217 | 155 | 63 | 218 | 283 | 152 | 435 |
| 自営兼業 | 50 | 30 | 80 | 10 | 5 | 15 | 60 | 35 | 95 |
| 出稼ぎ | 2 | 2 | 4 | 3 | 1 | 4 | 5 | 3 | 8 |
| 日雇・臨時雇 | 44 | 101 | 145 | 24 | 23 | 47 | 68 | 124 | 192 |
| そ の 他 | 30 | 30 | 60 | 10 | 10 | 20 | 40 | 40 | 80 |
| 総 計 | 254 | 252 | 506 | 202 | 102 | 304 | 456 | 354 | 810 |

令和3年8月実施の「農家意向調査」の結果から推計。

調査対象：市内在住の経営面積が2,000㎡以上の農地所有者及び耕作者1,126名

2 農業従事者の安定的な就業の促進を図るための方策

常滑市小規模企業等振興資金等融資信用保証料補助金などの利用を促進し、中小企業の経営の安定化を図る。また就業支援として、雇用奨励制度や中小企業人材採用支援補助金の利用を促し、農業者の農外就業機会を確保する。

また、農業分野においても雇用を確保する必要があるため、農業法人の設立を検討されている方に、税制上のメリットや受けられる補助金等の支援について情報提供していく。

3 農事従事者就業促進施設

該当なし

4 森林の整備その他林業の振興との関連

該当なし

第8 生活環境施設の整備計画

1 生活環境施設の整備の目標

本市は名古屋市の通勤圏であることから農村地帯においても都市化が進展しており、これによって農家の兼業化および生活の混住化が進んでいる。さらに農業従事者の高齢化等により、農業の脆弱化がみられ農業農村をとりまく情勢は厳しい状況にある。このような状況において、効率的かつ安定的農家の育成、土地利用型農業の振興、農業後継者の育成を図るため、農業従事者の良好な生活環境を確保し、活力ある生活環境整備を推進する。なお、生活環境整備に向けての課題や取組に対して、総合計画では以下のとおり記載している。

(1) 安全性

ア 防災・減災

東日本大震災以降も大規模な地震が頻発しており、本地域においては南海トラフ地震がいつ発生してもおかしくないとされている。また、台風の大規模化やゲリラ豪雨の増加など、水害のリスクも高まる中、防災訓練などを通じてこれまで以上に防災意識を高め、「自助」「共助」「公助」の理念を踏まえた対策に取り組むことが求められている。

各地区や小中学校での防災に関する講話の実施や、防災マップ・ハザードマップによる啓発活動、防災行政無線による災害時の情報伝達の確保、津波避難ビルの指定や災害協定の締結、備蓄資材の整備など、有事の際に迅速な対応ができるよう日頃から備えに努めている。集中豪雨や津波による水害などの災害から安全を確保するために、情報伝達手段の多重化・多様化を図り、市民への適切な情報伝達に努めるとともに、各関係団体や各地域と連携を図り、要支援者の避難確保計画の策定や自らの安全は自ら守る自助・共助の活動ができる体制づくりに努める必要がある。

多種多様な災害や健康危機管理などに対応できるように災害対応マニュアルや災害時業務継続計画（BCP）、新型インフルエンザ等感染症対策業務継続計画などの見直しを随時行っていく必要がある。

道路、橋りょう、樋門、河川、海岸、水道、下水道などの都市基盤は、安全な市民生活の確保に重要な役割を果たしている。台風・集中豪雨や地震などが発生した際に都市機能を維持するため、都市基盤の改修・耐震化、浸水防除について効率的に実施する必要がある。また、防災重点農業用ため池においても耐震化・豪雨対策を進める必要がある。

本市では、民間建築物の耐震化を促進するため、耐震診断と併せて耐震補強工事への補助を実施している。また、令和3年度からは、耐震性のない木造住宅への除却費補助を導入した。今後はさらなる活用促進のため、制度の周知を図る必要がある。

近年、建物所有者の相続などに起因した空家が増加しており、問題となっている。適切な管理が行われない空家は、防災、防犯、環境、景観の阻害要因となるなど様々な問題を生じさせ、地域住民の生活環境に悪影響を及ぼすおそれがある。そのため、平成29年度に常滑市空家等対策計画を策定し、管理不全な建築物などに対する特定空家等の指定や所有者の早期特定、固定資産税の軽減措置の解除などを行い、除却を促進している。

イ 消防・救急

全国では台風や集中豪雨などに伴う水害や大規模地震などの自然災害が発生しており、災害の多様化や大規模化に備え、的確な対応が求められている。また、高齢化の進行により、年々救急出動件数が増えており、引き続き需要の増加が予想される。今後も、迅速かつ的確に対応できるよう、消防・救急体制を充実する必要がある。消防団員については、各種訓練、講習会などの人材育成や加入促進

事業に努めているが、地域コミュニティの希薄化により地域防災力の向上を担う消防団員の確保が困難になっている。平成 22 年に発足した災害支援隊については、消防本部退職者、消防団退団者や潜在看護師に加入を呼びかけ体制の強化を図っているが、活動の活性化につながる効果的な育成・支援体制の確立が課題となっている。

空港の立地に伴い、消防・救急業務が高度化・複雑化していることから、様々な事案に対応できるよう、中部国際空港株式会社や関連団体、民間企業との連携を強化する必要がある。救急救命士の確保や整備の拡充による体制強化も必要とされている。

ウ 交通安全・防犯

中部国際空港がある空港島、りんくう地区、常滑駅周辺から飛香台地区までの都市機能集積地区を中心に開発が進むことで、交通・生活環境が大きく変化している。交通事故の発生件数は、平成 28 年度を境に減少傾向にあるものの死亡事故等の重大事故が発生しており予断を許さない状況にある。

子供や高齢者を交通事故から守るため、学校や保育園、市老人クラブ、子どもを守る会などの関係団体と連携し、通学路の安全対策や交通安全教育に取り組んでいる。交通弱者を交通事故から守るため、今後も地域との連携を密にし、引き続き交通安全を中心とした安全意識の向上に努める必要がある。

毎年、各小中学校や警察署、道路管理者などと連携して通学路安全推進会議を開催し、通学路における危険箇所を把握するとともに、それぞれ安全対策を講じるための協議を行っている。要望が多い交通安全施設の整備については、特に通学路を中心に、改善が必要な箇所について優先順位を決めて対応していく必要がある。

安全で住みよい地域社会を実現するため、区長・町内長などで組織された市防犯協会が中心となり、青色パトロールなどの防犯活動や広報啓発活動を行っている。なお、若者世代に対しての広報啓発活動を推進するため、SNS などを活用した発信をしていく必要がある。

消費者のトラブルは複雑・多様化し相談件数は増加傾向にあり、週 4 日の消費生活相談センターを開設している。また、中学生や高齢者などに向け、消費生活講座を開催している。今後は、成人年齢の引き下げによる若者への周知・啓発や、消費生活相談員の人材確保が急務となっている。

(2) 保健性

ア 環境衛生

平成 28 年度策定の「常滑市ごみ処理基本計画」における「次代につなぐごみ減量先進都市」を基本理念とし、これまで進めてきた 4 R の推進や環境にやさしい適正処理の継続を基本方針に取組を進めており、1 人 1 日当たりのごみ量の目標値 500 グラムに対し、平成 30 年度以降毎年目標を達成している。今後も市民・事業者の協力を得ながら、ごみの減量化・資源化に取り組むことが重要である。

不法投棄監視員による巡回監視を実施し、不法投棄の早期発見と回収、集積場の不適正排出対策看板設置などによる啓発を実施している。公園、道路、海岸などの公共施設の美化・保全のため、「アダプトプログラム」などを活用し、市民・団体と連携した環境美化に努めている。

令和4年度から、2市3町(半田市、常滑市、南知多町、美浜町、武豊町)で運用する広域ごみ処理施設「知多南部広域環境センター(ゆめくりん)」の供用を開始した。

資源回収ステーションの利用者の増加を図り、リサイクル活動による資源化を推進しており、今後も市民ニーズを把握しながら利便性の向上に努める必要がある。生活排水については、平成27年に策定した「常滑市生活排水処理基本計画」に基づいて適切な処理を推進している。浄化槽の適正処理について効果的な啓発活動を行い、合併処理浄化槽の新設・転換を促していく必要がある。

し尿処理については2市1町(半田市、常滑市、武豊町)で構成する中部知多衛生組合で行うなど適切な処理に努めている。

高坂墓園は、少子高齢化や核家族化などを理由に墓所の返還が増加傾向であることから、適正な管理運営のため、今後の墓園需要に合わせた整備が必要である。

火葬場については、施設や設備の老朽化が進んでいることから、修繕など適正な管理運営が必要である。

イ 水道・上下水

水道・下水道は、人々が清潔で快適な市民生活や社会・経済活動を営む上で必要なライフラインであり、重要な都市基盤である。今後も健全かつ安定的な水道事業・下水道事業の運営を図っていく必要がある。

市街地整備などに伴って水道・下水道の施設整備を進めてきたが、施設の老朽化や安定した収益の確保などによる健全な事業運営などが課題となっている。水道については、給水収益などにより財源を確保し、配水管の更新・耐震化や配水場・ポンプ場の機械・電気設備の更新など、施設の計画的な更新をしていく必要がある。

下水道については、汚水管路施設未整備地区の早期解消が求められており、財政状況を踏まえた整備区域の検討や段階的な整備が必要である。また、老朽化している公共下水道施設や農業集落排水施設の適切な維持管理が求められている。愛知県に事務委託を行い、衣浦西部浄化センターに共同汚泥処理施設の建設を進めている。

ウ 健康づくり

少子高齢化・人口減少が進む中、平均寿命は延伸している。本市では、今後急速に高齢化が進み、高齢化に伴う医療費の増加や要介護認定者の増加が予想される。

健康教育や健康測定などの実施や、がん検診を特定健診と同日に実施できるよう利便性の向上を図るなど、健康への関心を持ってもらうための取組を進めてい

る。がん検診の受診者数がやや減少傾向にあることから、健康に無関心な人や働き盛りの人など、受診率の低い若い世代に対する健康維持・増進への働きかけが必要である。

地域における高齢者の通いの場を活用した健康教育や健康相談を実施し、必要に応じてサービスや医療機関などにつなげることにより、健康づくりと介護予防を一体的に推進している。今後は、地域の課題に応じた効果的な介護予防事業の展開や、介護予防ボランティア活動者の育成・支援を図る必要がある。

エ 医療体制づくり

平成 27 年に新築移転した市民病院は、急性期 5 病棟と回復期 1 病棟でスタートしたが、その後の医療需要に的確に対応するため、急性期病棟 2 病棟を地域包括ケア病棟と回復期病棟に再編し、急性期から回復期に至るまで、患者の症状に合わせたきめ細やかな医療サービスを提供している。さらに、平成 30 年に訪問看護ステーション「きずな」や患者サポートセンターを開設し、今後需要が見込まれる在宅医療の分野にも力を入れるとともに、地域の医療・介護施設との連携を図っている。

特定感染症指定医療機関（全国 4 箇所）の 1 つとして、新型コロナウイルス感染症をはじめ、その他の「新興感染症」に対応していく必要がある。

「不妊治療（体外受精、顕微授精）」は、近年、全国的に需要が高まっており、令和 4 年 4 月から公的医療保険の適用対象とされる国の方針が示されている中、知多半島医療圏内には、本格的に実施する医療機関が存在していない。

半田市立半田病院との経営統合については、本市と半田市が令和 7 年 4 月を目標に地方独立行政法人を共同設立する旨の協定書を令和 3 年に両市長が締結した。今後は、経営統合を見据えた連携強化を図るとともに、地方独立行政法人の設立準備や診療機能分担の検討を行い、両病院で持続可能な医療提供体制を構築していく必要がある。

市民病院の救急医療体制については、医師不足により、令和 2 年 3 月から夜間救急外来を休止していることから、22 時から翌朝 8 時 30 分までは他病院へ救急搬送を行っている。そのため、第 1 次救急医療（在宅当番医制）、第 2 次救急医療病院群輪番制病院について地域医療機関と連携し、体制を確保している。

在宅医療連携システムを活用し、高齢者の在宅療養に必要な情報を共有することにより、地域における在宅医療や介護の連携を推進している。より多くの市内関係機関が在宅医療連携システムを活用できるよう情報発信の方法を工夫する必要がある。

(3) 利便性

ア 公共交通

市内には、公共交通機関として、名古屋鉄道株式会社、知多乗合株式会社のほか、タクシー事業者 2 社の営業所があり、車を持たない高齢者をはじめとした市民や空港利用者などの重要な移動手段としての役割を担っている。また令和 4 年

10月1日よりコミュニティバス「グリーン」の運行を開始した。路線バスの運営状況の悪化や、高齢化に伴う交通手段の確保、現状補完しきれていない交通不便地域などの課題は残っていることから、新たな地域公共交通のあり方が求められている。そのため、まずはニーズを把握し、市民、事業者、行政が一体となって取り組む必要がある。

イ 空港

中部国際空港は重要な国際拠点空港であり、リニア中央新幹線開業によるインパクトを地域に生かしていくため、第二滑走路の建設を踏まえた周辺整備としてアクセス向上など一層の機能強化を図る必要がある。

(4) 快適性

ア 市街地整備・景観形成

令和2年度からの都市計画に関する基本的な方針を示した「常滑市都市計画マスタープラン」に沿った都市基盤整備を計画的・継続的に推進するとともに、土地利用の動向や社会経済情勢の変化などにも適切に対応する必要がある。

常滑駅は市の公共交通の要衝であり、北条交差点をはじめとする都市計画道路榎戸大高線の一部を整備するなど、常滑駅周辺土地区画整理事業を進めているが、進捗が遅れているため、駅東ロータリーの整備を早期に進めていく必要がある。

自然や歴史的な景観は、まちの貴重な財産であり、まちの魅力づくりに活かしていくことが重要である。また、地域住民や事業者の景観に対する意識高揚を図るとともに、連続性のある景観の形成のために建物などの修復に対する支援を行うなど、良好な景観形成に向けた取組が必要である。

「やきもの散歩道」については、平成22年に景観法に基づき「常滑市やきもの散歩道地区景観計画」が策定されており、「焼き物・ものづくりが息づくまちの継承を図る」、「焼き物の町としての景観保全を図る」、「迅速な緊急活動ができる町への改善を図る」、「景観保全との調和に配慮しつつ居住環境の改善を図る」の4つを基本方針として、やきもの散歩道地区景観保全基金を活用した景観保全の取組を進めている。

イ 公園緑地・水辺空間

緑や水辺といった自然は、市民に潤いや憩いを与えるとともに、良好な住環境の形成や大気浄化につながることから、緑の募金や愛知県事業を活用した緑化活動に取り組むことで、緑化意識の普及・啓発を推進している。花いっぱいのもちづくりの推進として、市民と協働し、市内公共花壇への花苗の植付を行っている。都市緑化は、行政のみではなく市民や事業者と一緒に取り組んでいく必要がある。

公園や広場は、自然とふれあいの場、スポーツ・レクリエーションの場、災害時の避難の場など、多面的な機能を持った重要な施設である。都市公園や農村公園など公園施設の老朽化が進む中、地域性や市民ニーズを踏まえ、今後のあり方

を検討しつつ適正に管理し、市民の利用を促す必要がある。

また、本市は伊勢湾に面しており、その豊かな水辺空間は海水浴場など、市民の憩いの場所として利用されている。水辺空間を快適で安全な場所として確保するため、必要な施設については適正管理をしていく。

ウ 高齢者福祉

本市の高齢者の人口は、年々増加している。また、高齢化に伴いひとり暮らし高齢者や高齢者のみの世帯、認知症高齢者も増加していることから、自立した生活を支援していく体制の構築や、医療と介護サービスの一体的な提供の必要性がますます高まっている。

高齢者の総合相談窓口として、高齢者やその家族に対応し、保健・医療・福祉・介護サービスなどと連携している地域包括支援センターは、高齢者人口の増加や多様なニーズへの対応のため、今後もきめ細かい対応ができるよう体制・機能の強化が求められる。

高齢者の社会参加並びに生きがいづくりに寄与する団体が円滑に活動できるよう、地域で活躍できる場の機会を提供し、支援していく必要がある。今後も認知症高齢者が増加していくと推測される中、地域で認知症の人と家族を支えていく社会を目指す。

高齢者と認知症の人の在宅生活支援を行い、地域における医療と介護の関係の連携強化を推進するとともに、顔の見える関係づくりを行いながら、高齢者向けサービス施設の整備など、高齢者が住み慣れた地域で継続して日常生活を営むための取組が必要となっている。

エ 障がい者福祉

第4次常滑市障がい者基本計画における「障がいの有無にかかわらず、誰もが相互の人格と個性を尊重し支え合う共生社会」の考え方に基づき、障がいのある人が安心して暮らせるまちづくりを進めている。

障害福祉サービスの利用者が年々増加しており、地域での暮らしを支える各種支援サービスの充実と居住の場の確保、必要な情報の提供や総合的な相談支援体制の確保などを推進していく必要がある。また、障がいのある人の中には、「働きたいけど働けない」という就労意欲のある未就労者が多く、適性と能力に応じた福祉的就労や一般就労の機会を確保していかなければならない。その一環として、障がいのある人が農業分野で活躍することを通じ、自信や生きがいを持って社会参画を実現していく取組として「農福連携」も進めていく。

(5) 文化性

ア 生涯学習・スポーツ

人生100年時代を迎え、自分らしく豊かに生きるための生涯学習の重要性が高まっており、国においては、リカレント教育（学び直し）の拡充を図っている。

本市では、生涯学習施設において市民ニーズの多様化や各年齢層に応じた生涯学習活動・事業を展開している。また、スポーツ関係団体と連携し、各種スポーツ教室や大会を開催し、スポーツやレクリエーションの振興に努めている。生涯学習・スポーツにおける各種事業への参加者増加を目指すため、市民ニーズの的確な把握や市民への効果的な情報提供などを検討・実施するとともに、講師や指導者などの育成・確保に努める必要がある。

市の社会教育施設においては、積極的に指定管理者制度を活用し、市民サービスの向上と経費の削減を図っている。今後も効率的・効果的な運用を進める必要がある。

図書館本館の施設の老朽化に伴い本館を閉館し、図書館機能の分散移転を実施した。「こども図書室」を含め当面はこの体制を維持しつつ、電子書籍やオンライン学習など、ICTを活用した生涯学習環境の多様化が進む中で、今後の生涯学習施設・文化施設のあり方について、中長期的に調査・検討していく必要がある。

イ 文化芸術

本市では、各種文化事業を開催したり、文化芸術団体の活動を支援するとともに文化の普及振興に努めている。

伝統文化・文化財の保存・継承、普及を図る中、趣味や娯楽の多様化、生活様式の変化、地域の絆の希薄化など、地域の伝統文化活動を取り巻く環境の急激な変化によって、後継者育成や人材の確保が困難となっている。また、市内で活動する文化団体については、構成員の高齢化や新規加入者の減少などの問題がある。幅広い世代が興味を持ち、活動に参加できるよう、効果的な情報発信や機会の創出など、工夫を凝らす必要がある。

国の重要有形民俗文化財に指定されている「登窯」については、保存・活用のあり方について検討していく。

2 生活環境施設整備計画

| 事業の種類 | 事業の概要 | 受益の範囲 | | 対 函 番号 | 備 考 |
|------------------|-------|-------|--------------|-----------|-------|
| | | 受益地区 | 受益戸数 (人口) | | |
| 農業集落排水事業 (広目) | 処理場改修 | D | 350 | 1 | R2～R4 |
| 農業集落排水事業 (矢田) | 処理場改修 | A | 2,460 | 2 | R3～R7 |

3 森林の整備その他林業の振興との関連 該当なし

4 その他の施設の整備に係る事業との関連
該当なし

第9 付 図

別 添

- 1 土地利用計画図 (付図1号)
- 2 農業生産基盤整備開発計画図 (付図2号)
- 3 農用地等保全整備計画図 (付図3号)
- 4 農業近代化施設整備計画図 (付図4号：該当なし)
- 5 農業就業者育成・確保施設整備計画図 (付図5号：該当なし)
- 6 生活環境施設整備計画図 (付図6号)
- 7 農用地区域に含めないことが相当な土地の図面 (付図7号)

別記 農用地利用計画

(1) 農用地区域

下表の「区域の範囲」欄に掲げる区域内に含まれる土地の内、「除外する土地」欄に掲げる土地及びこれらの土地以外であって現況が宅地、境内地、墓地、池沼、河川敷、教育用施設用地、市有行政財産を除いた土地を農用地区域とする。

| 地区・ 区域番号 | 区 域 の 範 囲 | 除 外 す る 土 地 | 備 考 |
|-------------|-----------|--------------------------------|------|
| A | 旧三和村の全域 | 付図1号に示す黄色以外の土地で詳細については付図8号のとおり | 青海地区 |
| B | 旧鬼崎町の全域 | 〃 | 鬼崎地区 |
| C | 旧常滑町の全域 | 〃 | 常滑地区 |
| D | 旧西浦町、小鈴谷町 | 〃 | 南陵地区 |

(2) 用途区分

下表の「地区・区域番号」に係る農用地区域内の農業上の用途は、「用途区分」欄に掲げるとおりとする。

| 地区・ 区域番号 | 用途区分 |
|-------------|---------------------------------------------|
| A | 農地 : 付図 8 号の黄色の地域 農業用施設用地 : 付図 8 号の橙色の地域 |
| B | 同上 |
| C | 同上 |
| D | 同上 |